国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1593

多言ヲ避ケ若干
時ニ
時ニ比ス

一憲法二十七条ハ
議決ノ豫算ヲ協賛
スルニ付遵守スヘキ方
法ヲ規定シタル者ナリ
豈ヲ以テ政府ノ正当防
衛ノ為ニ設ケタル條ナリ
ト見ルハ極メテ迂ナリ

一両院ノ議決ヲ経タル法
律ニ同意ヲ求メントノ
説ハ政府ノ同意ヲ以テ
天皇ノ裁可ニ混合セント
スル者ナリ而シテ其ノ意
ハ実ニ二十七条ノ効力
ヲ薄弱ナラシメンノ条
故定ナキ他ノ各国ノ憲

スル者ナリ而シテ其ノ意ハ
實ニ二十七条ノ効力
ヲ薄弱ナラシメサル条
故ニ其ナキ他ノ各国ノ憲
法ノ如キ隨意
セシメントスル者ナリ
政府ハ国会議決ノ事
和ヲ重シスルト雖政府
ハ憲法施行ノ責ニ任
スル者ナリ憲法中ノ主
眼トモ云フヘキ条章ヲ
発動ナラシムル程ノ不
廉ナル價値ヲ以テモ此
事和ヲ買フヘシト云フハ
僕ノ同意スルコト能ハサル
所ナリ
僕ハ実ニ知己ノ為ニ一言
セサルコトヲ得ス其ノ如キ
重大ナル問題ニ対シテ字
句ニ拘ルマテ之ヲ而可未
到之間ニ置カレタルハ政
府ノ責任ニ帰セル

国立国会図書館　渡辺国武関係文書（その2）1593

発動ナラシムル程ノ不
廉ナル價値ヲ以テモ此
ノ事和ヲ買フ一トシテハ
僕ノ同意スルコト能ハサル
所ナリ
僕ハ実ニ知己ノ為ニ一言
セサルコトヲ得ス此ノ如キ
重大ナル問題ヲ以テ今
日ニ至ルマテ之ヲ而可未
到之間ニ置カレタルハ誠
ニ遺憾ノ至リニ堪ヘス
閣下ニ對シ僕ノ甚タ
遺憾トスル所ナリ
高言之罪ヲ容恕
ヲ願フ　敬白
一月廿四日　井上馨
渡辺長次郎殿